

7文科高第210号
障発0509第1号
令和7年5月9日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各 關 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生 (支) 局 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学を設置する公立大学法人を設立する
各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

公認心理師法（平成27年法律第68号）第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等については、「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成30年1月31日29文科初第1390号・障発0131第2号当職通知）により実施しているところです。

今般、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年5月9日から適用することとしましたので通知します。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線3113）
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp